（器差検定の方法）

第七百五十条　電力量計等の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇二六）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇二六）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇二六）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇二六）

六　（略）

（性能に係る技術上の基準）

第七百五十一条　電力量計等の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇二六）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇二六）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇二六）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇二六）

六　（略）

（使用公差）

第七百五十二条　電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇二六）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇二六）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇二六）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇二六）

六　（略）

（性能に関する検査の方法）

第七百五十三条　電力量計等の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇二六）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇二六）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇二六）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇二六）

六　（略）

（器差検定の方法）

第七百五十条　電力量計等の器差検定の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）

六　（略）

（性能に係る技術上の基準）

第七百五十一条　電力量計等の性能に係る技術上の基準は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）

六　（略）

（使用公差）

第七百五十二条　電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）

六　（略）

（性能に関する検査の方法）

第七百五十三条　電力量計等の性能に関する検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇一七）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇一七）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇一七）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇一七）

六　（略）